

離婚される方へ

手続きチェックシート

忘れずにお持ちください

《届出に必要なもの》

〈協議離婚〉

・全国共通の届出用紙

・夫妻双方の署名

・証人（成年二人）の署名

〈調停（裁判）離婚〉

・全国共通の届出用紙

・届出人（申立人）の署名（相手方及び証人の署名は不要です。）

・審判書謄本

●当事者間に離婚する意思の合致がある「協議離婚」と裁判所が関与して離婚が成立する「調停（裁判）離婚」があります。

●未成年のお子さんがいるときは、父母双方又は一方を親権者と定めてください。

●調停（裁判）離婚の場合は、調停の成立または審判・判決の確定した日から10日以内に届出をしてください。

役場閉庁時に提出された場合には、本籍や住所等の確認ができないため、後日再来庁をお願いすることがあります。できるだけ平日に窓口での審査を済ませてから提出されることをお勧めします。

受付窓口 住民課

《外国籍の方》

国籍により必要な書類が異なります。

届出前に住民課へお問い合わせください。

本人確認書類

役場で手続きの際は本人確認をいたします。

本人確認書類の提示をお願いいたします。

<官公署が発行した、顔写真付きで身分を証明できるもの、免許証、許可証>

1点で本人確認できるもの

マイナンバーカード

運転免許証

そのほか

・パスポート

・障害者手帳

・官公署発行の顔写真付きの免許証、許可証など

確認に2点が必要なもの

資格確認書

介護保険証

そのほか、

・年金手帳

・顔写真付きの社員証

・学生証など

※年金手帳は令和4年4月1日に廃止されましたが、引き続き本人確認書類としてご利用いただけます。

代理人の方が手続きするときは

1. 代理人として来られた方について本人確認をいたします。

2. 手続きができるかどうか、手続きの対象となる方との関係や委任状等により確認させていただきます。

3. 番号制度の対象手続きの場合は、手続きの対象となる方のマイナンバー（個人番号）をご提示いただきます。

関連する手続きは次のとおりです。

離婚

税・社会保障関係の手続きでは、マイナンバーカード等の提示が必要となります

に関連するおもな手続き

あてはまる手続きをご自身で確認してください

下記にあてはまる方は世帯にいますか？		手続き	必要なもの	該当	受付窓口	受付済
住所 戸籍	住所が変わる方	住所変更 （転入・転出・転居）	転入・転出・転居の チェックシートも 確認してください！		住民課	
	前配偶者と同居中で、生計を別にしてしている方	世帯分離届				
	氏が変わる方で、マイナンバーカードをお持ちの方	氏名変更	・マイナンバーカード			
	氏が変わる方で旧氏の印鑑で印鑑登録している方	自動的に登録廃止になります				
	離婚後も婚姻中の氏を引き続き使用したい場合	離婚の際に称していた氏を 称する届 （戸籍法77条の2の届）	※受付窓口でご相談ください			
	お子さんの戸籍についてのご相談	入籍届、養子縁縁届など	※受付窓口でご相談ください			
保険 年金	国民健康保険に加入中で、 氏など資格確認書の記載に変更がある方				保健衛生課	
	→74歳までの方	新しい資格確認書の交付	・変更前の資格確認書			
	氏が変わる方で、75歳以上の方または 65歳以上で後期高齢者医療制度に加入している方	新しい資格確認書の交付	・変更前の資格確認書			
	前配偶者の勤務先の健康保険の扶養から外れて、 国民健康保険に加入する方	国民健康保険の加入	・前配偶者の勤務先の 健康保険の資格喪失証明書			
	氏が変わる方、または世帯構成に変更がある方で、 各種認定証をお持ちの方	各種認定証の変更 ※勤務先の健康保険に加入の方は 勤務先へお問い合わせください	・限度額適用認定証 ・限度額適用・標準負担額減額認定証 ・特定疾病療養受療証など			

	前配偶者の扶養から外れた方	国民年金の加入 (20 歳から 60 歳未満)	・前配偶者の勤務先の 健康保険の資格喪失証明書		住 民 課	
	年金を受給している方	年金の氏名変更 ※共済年金の方は共済組合へ ※農業者年金の方は農協へ				

こども

	児童手当を受給していて、受給者が変わる方 (0 歳～高校生世代)	児童手当の受給者変更 ※新たに申請する方が公務員の場合は、 勤務先に申請してください	・請求者の通帳 ※公金受取口座の場合は通帳不要 ※必要なものが揃っていてもお立 ち寄りください。		子ども家庭課	
	放課後児童クラブの利用を希望する方	児童クラブ入会	・雇用証明書など			
	保育園に入園を希望する方	保育園の入園相談	※受付窓口でご相談ください			
	保育園に入園しているお子さんがいる方	住所・氏名変更など				
	ひとり親家庭等のご相談	児童扶養手当の認定請求	※受付窓口でご相談ください			
		母子及び父子家庭等医療費助成の 相談・申請	※受付窓口でご相談ください			
	小中学生のお子さんがいて、経済的な事情がある方	就学援助の相談・申請	学校から申請書を受け取り 必要事項を記入のうえ、 当該学校へ提出してください		学校教育課	
	特別児童扶養手当の受給者が変わる方	特別児童扶養手当の受給者変更	※受付窓口でご相談ください		子ども家庭課	

高 齢

障がい

	氏が変わる方で介護保険証をお持ちの方 (65 歳以上または要介護認定を受けている方)	介護保険証の氏名変更 (後日郵送)	・介護保険証		福 祉 課	
	氏が変わる方で障がいの手帳をお持ちの方	各種手帳の氏名変更	・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳			
	氏、または健康保険や保険加入者が変わる方で 自立支援医療受給者証をお持ちの方	受給者証の氏名・所得区分変更 (変更後の受給者証は後日郵送)	・自立支援医療受給者証 ・マイナンバーの確認できる書類			
	重度心身障がい者の医療費受給資格をお持ちで、 主たる生計維持者が変わる方	重度心身障害者医療費受給者資格 の変更	・重度心身障害者医療費受給者証 ・健康保険の資格がわかるもの ・同意書 (受付窓口でお渡しします) ※認印が必要な場合があります			
	「特別障害者手当」又は「障害児福祉手当」 を受給されている方	氏名変更	・マイナンバーの確認できる書類			

税・料金

	上下水道の使用者名義が変わる方	使用名義変更			上下水道課 098-936-3923	
	税などの口座を変更する方	口座振替の変更	・預金通帳 ・通帳の届出印		税 務 課	

その他

	町営住宅を退去する方 または町営住宅に入居・同居を希望する方	町営住宅の退去手続き	※入居者が増減する場合、 必ず届出が必要です 受付窓口でご相談ください		都市計画課	
		町営住宅の入居・同居の相談				



北谷町役場

〒904-0192

北谷町桑江一丁目 1 番 1 号

代表電話番号



098-936-1234

開庁時間 8 時 3 0 分 ～ 1 7 時 1 5 分

(土曜・日曜、祝日、慰霊の日、年末年始の開庁日はお休みです)

令和 9 年 1 月 18 日から
開庁時間【9 時～16 時】

